



議案第六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八百円」を「千円」に改める。

第八条第二項中「百五十円」を「二百円」に改める。

第九条第二項中「八百円」を「千円」に改める。

第十三条第一項中「並びに三朝高原公園の管理員」を削り、同条第二項第一号及び第二項中「二千五百円」を「四千円」に改め、同条同項第三号を削る。

第十四条第二項中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。